見積書提出依頼

件　名	金良交通量観測設備移設工事
数　量　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年 2月 8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1 『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3 見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4 完了払いとします。 5 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6 契約書作成の要否:　要 6 宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7 見積書は任意様式でご提出願います。 8 仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

平成２１年６月９日
改正　平成２１年９月１０日
改正　平成２３年４月２０日
内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

（定義）

第１条　オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第２条　本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第９９条第２号から第７号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成１８年８月２５日付け財計第２０１７号を準用して、同号一（２）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（２）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

＜参考＞予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条　会計法第二十九条の三第五項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二　予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三　予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四　予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五　予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

（参加資格）

第３条　本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一　予決令第７０条及び第７１条の規定を準用して、これに該当しない者

二　九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成１３年１月６日付け国官会第２２号)」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認めた者

三　見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名

を行わないこととした者に該当しない者

四　内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

五　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

~~五~~六　予決令第９９条第５号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第１８条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第１６条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

（手続）

第４条　毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をＦＡＸすることができる。

２　見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分までに、担当者に見積書を提出すること。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

３　見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が２名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

＜予決令第８１条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和５４年４月１日開管理第４６９号。以下「心得」という。）第４条参照＞

４　見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

５　予決令第９９条第３号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

６　オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第９９条の２及び第９９条の３の規定を準用して、見積を行う。

＜心得第５条参照＞

（見積書の無効）

第５条　次の各号の一に該当する見積は無効とする。

一　見積に参加する資格を有しない者のした見積

二　委任状を持参しない代理人のした見積

三　記名押印を欠く見積

四　金額を訂正した見積

五　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六　明らかに連合によると認められる見積

七　同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の見積

八　その他見積に関する条件に違反した見積

＜心得第３条参照＞

（結果の閲覧等）

第６条　入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

２　見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

３　見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

（その他）

第７条　その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

金良交通量観測設備移設工事

特　記　仕　様　書

平成２４年度

沖縄総合事務局
南部国道事務所

第１章　総　　則

第１条　適　用

１．本特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「金良交通量観測装置移設工事」（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第２条　遵守事項

本工事は、設計図書及び本特記仕様書による外、次の各号に掲げる法令規則等に準拠するするものとし、本特記仕様書及び添付図面に明示されていない事項又は、疑義及び一部改訂等が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとし、受注者の一方的解釈によってはならない。

なお、法令規則等は契約時における最新版を適用する。

（１）電気通信設備工事共通仕様書
（２）電気通信設備施工管理の手引き
（３）工事完成図書の電子納品要領【電気通信設備編】
（４）ＣＡＤ製図基準【電気通信設備編】
（５）電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】
（６）電子納品に関する手引き（案）（開発建設部）
（７）デジタル写真管理情報基準
（８）ＣＡＤ製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】
（９）その他関係法令規則等

※上記設計図書の一部については沖縄総合事務局ホームページに掲載している。
アドレスは下記のとおり
http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/koji/kaiken_kouzi_kouzi.html

第３条　工事の範囲

本工事の範囲は契約書、本特記仕様書、添付図面並びに現場説明事項に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）第２章に掲げる機器の製作・輸送・据付・調整
（２）前号に掲げる機器相互間の配線
（３）既設装置（車種別交通流計測装置、超音波送受波器、気象表示板、CCTVカメラ、アレスタ盤）の移設
（４）既設配線の移設及び撤去

第４条　工期

本工事の工期は、契約締結日の翌日から平成２５年２月８日までとする。なお、工期内には雨天日、日曜日、祝日、年末年始休暇、及び全土曜日を見込んでいる。

第５条　施工場所

本工事の施工場所は次のとおりとする。

・沖縄県豊見城市金良地内

第６条　提出図書

１．受注者は、次に掲げる図書を同号に定める期日までに監督職員に提出するものとする。

（１）承諾を必要とする図書

ア．機器仕様に関する図書	２部	（契約締結後３０日以内）
イ．据付詳細図	２部	（施工３０日前）
ウ．配管・配線図	２部	（施工３０日前）

エ．配管・配線系統図　　　　　　　　２部　　(施工３０日前)
オ．その他発注者の必要とする図書　　　別途指示

（２）承諾を必要としない図書

ア．搬入計画書　　　　　　　　　　　２部　　(搬入３０日前)
イ．完成図書(電子成果品・紙)　　　　２部　　(完　成　時)
ウ．完成図（Ａ４観音製本）　　　　　３部　　(完　成　時)
エ．工事写真(電子成果品)　　　　　　１部　　(完　成　時)
オ．工場・現地試験成績書　　　　　　１部　　(完　成　時)
カ．その他発注者の必要とする図書　　　別途指示

２．第１項第１号の図書で承諾後、監督職員が変更を必要とする場合は、その理由を明示して指示するものとし、受注者が変更を必要とする場合はその理由を明示して監督職員の承諾を再度得るものとする。

３．協議事項及び打合せ事項は、全て記録整理の上その都度提出して監督職員の確認を受けるものとする。

第７条　一般的義務

１．受注者は、本工事を遂行するに十分な技術と経験を有する現場代理人を本工事に充てなければならない。

２．現場代理人は、監督職員の指示に従って、誠実かつ円滑に施工するものとする。

３．現場代理人は、本工事施工中における連絡方法、連絡場所等を明らかにして、監督職員との連絡を密にしなければならない。

４．現場代理人は、別途工事との関連を有する現場取り合い等について、別途工事責任者及び監督職員と打合せを行い万全を期するものとする。

第８条　主任技術者の資格

１．次の基準を満たす主任技術者等を配置するものとする。

（１）建設業法第26条に規定する者であり、次のいずれかに該当すること。

ｱ)　技術士法の規定による第２次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。

ｲ)　電気通信事業法の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し５年以上実務の経験を有する者。

ｳ)　電気通信工事に関し、高等学校（旧実業学校を含む。）を卒業した後５年以上、大学（旧大学を含む。）もしくは、高等専門学校（旧専門学校を含む。）は３年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学関する学科を修めた者。

ｴ)　電気通信工事に関し、１０年以上の実務の経験を有する者。

２．病気等の特別な理由のため、やむをえず配置技術者を変更する場合は、発注者の承諾を得なければならない。

第９条　資格の確認

本工事の主任技術者を通知する場合は第１章第８条の資格を証明できる資料の写しを添付するものとする。

第10条　特定調達品目調達

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第６条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

なお、設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、特定調達品目の調達実施の集計を行い、工事完了後（工期が平成２４年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第11条　契約変更の手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1．本工事における工事数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとし、数量に変更が生じた場合は契約変更を行うものとする。

2．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

3．受注者は契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、分任支出負担行為担当官等へ書面により直接その旨を報告することができる。

第12条　設計変更等

設計変更等については、契約書第１８条～２４条及び共通仕様書共通編１－１－１３～１－１－１５に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（沖縄総合事務局開発建設部）及び「工事一時中止におけるガイドライン（案）」（沖縄総合事務局開発建設部）によることとする。

第２章　機器仕様

第１条　ループコイル

1．外形寸法　：　巾2.0m×進行方向0.75m
2．引出寸法　：　標準　15m　最大　30m
3．巻　　線　：　5回巻　モールド型
4．コイル寸法　：　高さ26mm　巾 5mm
5．引出線寸法　：　高さ 5mm　巾10mm
6．コイル線材　：　PVC-PE(1.6mm軟銅線5芯)
7．引出線材　：　PVC-PE(1.6mm軟銅線2芯)

第３章　施工管理

第１条　品質管理

品質管理については、「電気通信設備工事施工管理基準」により、本工事に該当する項目及び件数を決定し、実施するものとする。

第２条　技術管理

現場施工にあたって、工事の前後及び後日確認困難なものについては、写真管理を行うものとする。

第３条　機器及び材料の確認

受注者は、次表に示す機器及び材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明等に照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区　分	確認名称	摘　要
機器	・ループコイル	

第４条　機器及び材料の検査時立合い

受注者は、共通仕様書第３編１－１－６監督職員による検査（確認を含む）及び立会等に規定されている段階確認のほか、本工事の各工程において、次の各号に掲げる検査を行う。なお、工場での工場内立会検査・製作中の写真撮影は行わないものとする。

（１）本工事の完成時点で、本特記仕様書及び添付図面等に基づき工事場所において行う外観及び総合性能等の検査。尚、受注者は検査に協力するとともに検査等に要する測定器及び人員等を受注者の負担において準備するものとする。

第５条　工事における受発注者間の業務効率化の実施ついて

（目的）

１．本工事においては、工事施工中に受注者から監督職員へ提出を求める工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から監督職員へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。

（実施方法）

２．工事書類の提出は、別添「工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。

（工事写真の整理方法）

３．電気通信設備工事写真管理基準９．（３）を以下の通り読み替えるものとする。

（３）電子媒体で提出した場合は、工事写真帳は省略する。

（その他）

４．これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第６条　ワンデーレスポンスの実施について

１．本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合は協力すること。

第７条　「土木工事書類作成マニュアル（案）」について

１．本工事は、「土木工事書類作成マニュアル（案）（平成２２年６月　沖縄総合事務局開発建設部）（以下「本マニュアル」という。）」を適用する工事である。

なお、本マニュアルは、沖縄総合事務局開発建設部のホームページより入手するものとする。

※　本マニュアルは、工事書類作成において、業務の効率化、書類の簡素化を図る一環として作成されたものである。

２．工事書類の提出、報告等に係る工事書類の作成方法、様式等は、本マニュアルに基づき作成するものとする。なお、本マニュアルによりがたい場合は、監督職員と協議を行い実施するものとする。

３．本マニュアルに関して、アンケート調査等を実施する場合があるので、その際は調査へ協力するものとする。

第８条　工事完成図書の納品

１．工事完成図書の納品は、電気通信設備工事共通仕様書によるもののほか、以下の書類を工事完

成図書として納品しなければならない。
①設備図書
2．受注者は、設計図書に従って工事目的物の保守に必要な書類として記録した設備図書を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。設備図書は、機器製作図、取扱説明書、試験成績書、施工図等をとりまとめたものをいう。

第9条　設計製作体制等
本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。
（1）障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制（別紙－1）

第4章　施　工

第1条　一般事項
作業において、既設機器又はその他の施設に損傷を与えた場合は、全て受注者の負担において修理及び原型復旧するものとする。

第2条　配管及び配線
1．配線作業の施工詳細については、監督職員と打合せを行い施工するものとする。
2．ケーブルの両端末には、ケーブルの使用目的・配線先を明確にする為のマークバンドを取付けるものとする。

第3条　表層充填剤
1．充填剤の混合比は、結合剤（1）：硅砂（5）とする。
2．施工するにあたり表面処理を十分に行こと。（ゴミ、水分の除去）

第4条　輸送
製作工場より工事場所までの機器輸送に際しては、湿気や機械的応力による破損等のないように万全の策を講ずるものとする。

第5条　特許権等
受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は受注者が負うものとする。

第6条　据付・調整
本工事の据付・調整にあたっては、次の各号に留意して施工するものとする。
（1）本装置の操作及び点検作業上、特に注意を要する箇所には取扱者が容易に理解できる方法で表示するものとし、監督職員に説明を行うものとする。
（2）調整後、設定及び固定する箇所は容易に設定ずれが起こらないよう注意するものとする。
（3）据付完了後は、単体試験及び総合試験を入念に行い、総合動作確認を監督職員の立ち会いのもとに行うものとする。

第7条　取り扱い等
本装置の保守管理上必要な取り扱い等については、監督職員等に説明を行うものとする。

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

内容及び解体方法		□有　　　　■無	□手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体工事 ■有　　　　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有　　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施　設　の　名　称	所　　在　　地
アスファルト	南部舗道㈱	糸満市西崎町5-3-9 運搬距離L=8.1km 処分費：有り

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③受入時間

南部舗道㈱　　　　　　８：００～１７：３０（時間外要相談）

第６章　その他

第１条　安全巡視

工事期間中は安全巡視員（又は安全管理者）を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ安全確保に努めなければならない。

第２条　安全・訓練等の実施

安全・訓練等の実施については、共通仕様書第３編１－１－１２工事中の安全確保の規定によるものとする。

第３条　見積参考資料

設計図書の他に提示する「見積参考資料」は入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための一資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。従って「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではない。受注者は、工事の施工にあたって施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めなければならない。

「見積参考資料」の有効期限は、この工事の見積書提出期限までとする。

第４条　保安施設等

工事現場における保安施設等の設置にあたっては、土木請負工事必携によるものとする。

第５条　現場技術者等の腕章及び名札の着用

１．受注者は、現場代理人、監理技術者又は主任技術者に腕章を着用させるものとし、着用箇所は腕の見易いところを原則とする。

２．受注者は、現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請けを含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

＜名札の例＞

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。　　注２）所属会社の社印とする。

第６条　現場技術員

１．本工事は現場における工事監督支援業務を委託しているので、共通仕様書第３編１－１－４現場技術員によるものとする。

２．本工事を担当する現場技術員は、主任監督員より別途通知するものとする。

第７条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第８条　疑義事項の処理

受注者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

第９条　民地への無断立入の禁止等

工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。工事用地以外の区域へ立入る場合は、必ず所有者の承諾を得ること。

第10条　電気通信設備台帳の作成

本工事にて該当する電気通信設備台帳の資料作成を行い、監督職員に提出するものする。

なお、台帳の様式については監督職員より指示するものとする。

第７章　電子納品

第１条　電子納品

１．本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「工事完成図書等の電子納品要領（案）[電気通信設備編]：（以下、「要領」という）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

２．電子納品の運用にあたっては、「電子納品に関する手引き(案) [土木工事編] 開発建設部」（以下、「電子納品手引き」という。）及び「電子納品運用ガイドライン(案) 電気通信設備編」（以下、「ガイドライン(案)」という。）を参考にするものとする。

３．電子納品は、監督職員より支給された発注者提供資料を基に施工図及び完成図等を作成する。（発注者提供資料とは、「電子納品手引きP13」で示すものを言う）

４．工事着手時に電子納品を円滑に行うため、受発注者間で事前協議を行い、速やかに協議の結果を監督職員に提出すること。また協議結果は、電子成果品MEETフォルダに格納すること。(事前協議は、チェックシート「ガイドライン(案) P66、P70 (CADﾃﾞｰﾀ)」を用いること。)

５．電子媒体に保存するファイル容量については、原則として10MB以下とするが、これにより難い場合は監督職員と協議すること。

６．電子成果品により工事完成図書を提出する際は必ず以下を確認すること。

（１）事前協議した内容について漏れがないことを確認。ＣＡＤ図面はＳＸＦブラウザにより正常に表示しているか確認すること。また確認成果は、電子成果品MEETフォルダに格納すること。（内容確認は成果品検査用チェックシート「ガイドライン(案) P68」、ＣＡＤ図面は成果品チェックリスト「ガイドライン(案) P71」を用いること。）

（２）紙図面による検査等を行う場合は、ＳＸＦブラウザからの印刷図面である事が確認できるよう、必ずファイル名が印刷されたものを用いること。

（３）電子納品チェックシステム（電気通信設備編）によるチェックを行い、エラーがないことを確認。

（４）ウィルス対策の実施。

第２条　電子成果品の提出

１．電子成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体ＣＤ(ＤＶＤ)－Ｒ（ＩＳＯ９６６０フォーマット）で２部提出する。

２．「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、「紙」による報告書の提出は監督職員と協議の上決定する。

３．成果品の提出場所は、南部国道事務所　防災情報課とする。

第３条　工事施設帳票データ（道路施設基本データ）の作成について

１．受注者は、下表の適用に示す「道路施設台帳」に係る道路施設基本データを作成するものとする。作成に際しては、「道路完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所、平成２０年１２月、）以下「国総研要領」という。」並びに「道路施設基本データ作成要領（案（沖縄総合事務局平成）２０年１１月）以下「沖総局要領」という」に基づき作成し、電子媒体で提出しなければならない。
受注者は、要領に基づき国土技術政策総合研究所がホームページ（http://www.nilim-cdrw.jp/）上に無償で公開しているチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を監督職員へ提出しなければならない。

なお、「沖総局要領」の「４．「道路施設基本データ」のチェック及び審査機関での審査」に定める審査機関の審査は行わないものとする。

道路施設台帳

種別	No.	台帳名	適用

付属物及び付帯施設	E080	I. T. V	○
	E090	車両感知器	○
	E100	車両諸元計測施設	○
	E110	気象観測施設	○

2．受注者は、道路施設台帳に係る道路施設基本データの作成について、基本データの作成範囲等を事前に監督職員と打合わせ協議するものする。

第８章　施工条件明示

第１条　施工条件明示

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、受注者及び受注者と協議し契約変更の対象とする。

（１）工程関係
- ・本工事は特に記載ない場合は夜間工事で予定している。（２０時～６時まで）
- ・別途工事の完了時期は平成２５年１月で予定している。
- ・豊見城東道路における夜間通行止めの時期は平成２５年１月で予定している。

（２）安全対策関係
- ・公共、公益施設（ガス、電話、水道等）等からの施工上の制約はない。
- ・本工事においては交通誘導員を計上していないが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。

（３）工事用道路関係
- ・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており特に道路管理者（地元住民等）等からの制限は受けていない。

（４）仮設備関係
- ・本工事で設置した仮設備については、工事目的物が完了した段階で撤去するものとする。

（５）残土・産業廃棄物関係
- ・本工事において残土は発生しない。
- ・本工事において産業廃棄物は発生する。

第９章　創意工夫等実施状況

第１条　創意工夫等

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに提出することができる。

別紙－1(完成図書用)

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○㈱

項目		記載する内容
障害時の支援体制	障害時の支援担当部署（自社）	住　所:○○県○○市○○町 名　称:○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	障害時の支援担当部署（委託先）	住　所:○○県○○市○○町 名　称:○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
保守部品の供給体制	保守部品の供給担当部署（自社）	住　所:○○県○○市○○町 名　称:○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の供給担当部署（委託先）	住　所:○○県○○市○○町 名　称:○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の保管場所（自社）	住　所:○○県○○市○○町 名　称:○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の保管場所（委託先）	住　所:○○県○○市○○町 名　称:○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
技術的内容の問い合わせ対応体制	技術的内容の問い合わせ担当部署（自社）	住　所:○○県○○市○○町 名　称:○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	技術的内容の問い合わせ担当部署（委託先）	住　所:○○県○○市○○町 名　称:○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000

※　各体制は自社の担当部署及び所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。
※　各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
※　委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　金良交通量観測設備移設工事

内閣府　沖縄総合事務局
南部国道事務所

工事数量総括表

工事名	金良交通量観測設備移設工事	（当　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
通信設備（機器単体）		式		1		
道路防災設備		式		1		
交通流車両観測装置		式		1		
ループコイル		台		3		
機器単体費		式		1		
通信設備		式		1		
道路防災設備工		式		1		
交通流車両観測装置設置工		式		1		
ループコイル設置 【夜間】		組		3		
交通流車両観測装置移設工		式		1		
車種別交通流計測装置移設 【夜間】		台		1		

工事数量総括表

工事名　金良交通量観測設備移設工事　（当　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
超音波送受波器移設 【夜間】	外径160mm×129mm	台		2		
気象表示板装置移設工		式		1		
気象表示板移設 【夜間】		面		1		
アレスタ盤移設工		式		1		
アレスタ盤移設 【夜間】		台		1		
配管・配線工		式		1		
地中配線 【昼間】	CVｹｰﾌﾞﾙ(600V架橋ﾎﾟﾘｹｰﾌﾞﾙ) 3心 600V 5.5mm2×3C	m		76		
地中配線 【昼間】	CVｹｰﾌﾞﾙ(600V架橋ﾎﾟﾘｹｰﾌﾞﾙ) 2心 600V 5.5mm2×2C	m		76		
地中配線 【昼間】	同軸ケーブル 7C-2V	m		70		
地中配線 【昼間】	ＣＰＥＶケーブル CPEV0.65-10P	m		70		
地中配線 【夜間】	付属ケーブル	m		5		

工事数量総括表

工事名　金良交通量観測設備移設工事　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
屋外配線【夜間】	CVｹｰﾌﾞﾙ(600V架橋ﾎﾟﾘｹｰﾌﾞﾙ) 3心 600V 5.5mm2×3C	m		24		
屋外配線【夜間】	CVｹｰﾌﾞﾙ(600V架橋ﾎﾟﾘｹｰﾌﾞﾙ) 2心 600V 5.5mm2×2C	m		3		
屋外配線【夜間】	CVｹｰﾌﾞﾙ(600V架橋ﾎﾟﾘｹｰﾌﾞﾙ) 2心 600V 3.5mm2×2C	m		16		
屋外配線【夜間】	IVｹｰﾌﾞﾙ(600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁電線) 5.5mm2	m		16		
屋外配線【夜間】	同軸ケーブル 7C-2V	m		21		
屋外配線【夜間】	ＣＰＥＶケーブル CPEV0.65-10P	m		3		
屋外配線【夜間】	ＣＰＥＶケーブル CPEV0.65-5P	m		16		
屋外配線【夜間】	付属ケーブル	m		12		
配線移設工		式		1		
屋外配線【夜間】	KNPEE-SB0.5-1P	m		28		
配管・配線撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名　金良交通量観測設備移設工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
地中配線撤去 【夜間】	CVケーブル CV5.5-3C	m		3		
地中配線撤去 【夜間】	CVケーブル CV5.5-2C	m		3		
地中配線撤去 【夜間】	同軸ケーブル 7C-2V	m		16		
地中配線撤去 【夜間】	ＣＰＥＶケーブル CPEV0.65-10P	m		16		
屋外配線撤去 【夜間】	CVケーブル CV5.5-3C	m		27		
屋外配線撤去 【夜間】	CVケーブル CV5.5-2C	m		3		
屋外配線撤去 【夜間】	CVケーブル CV3.5-2C	m		17		
屋外配線撤去 【夜間】	IV電線 IV5.5	m		17		
屋外配線撤去 【夜間】	同軸ケーブル 7C-2V	m		23		
屋外配線撤去 【夜間】	ＣＰＥＶケーブル CPEV0.65-10P	m		4		
屋外配線撤去 【夜間】	ＣＰＥＶケーブル CPEV0.65-5P	m		17		

工事数量総括表

工事名　金良交通量観測設備移設工事　（当　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
屋外配線撤去 【夜間】	KNPEE-SB0.5-1P	m		30		
作業土工(電気) 【夜間】		式		1		
殻運搬処理(電気) 【夜間】		式		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)		式		1		
電子応用設備		式		1		
CCTV設備工		式		1		
CCTV装置移設工		式		1		
CCTVカメラ装置移設 【夜間】		台		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	金良交通量観測設備移設工事		（当　　初）			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

工事数量総括表

工事名　金良交通量観測設備移設工事　（当　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事費計		式		1		

工事名	金良交通量観測設備移設工事		
図面名	位置図		
作成年月日	平成24年度		
縮尺	S=1:50000	図面番号	1/6
会社名			
事業者名	沖縄総合事務局　南部国道事務所		

機器据付図（交通量観測設備・気象表示板・ＣＣＴＶカメラ）参考図　S=1/40

＊門型柱の製作・設置及び基礎設置は、別途工事とする。

工事名	金武交通量観測設備移設工事		
図面名	機器据付図		
年月日	平成24年度		
尺度	S=1:40	図面番号	3 / 6
会社名			
事務所名	沖縄総合事務局南部国道事務所		

配線系統図(金良テレメータ局)

No 392+10 付近

- ループコイル3
- ループコイル2
- ループコイル1
- 超音波送受波器2
- 超音波送受波器1
- 車種別交通流計測装置
- 気象表示板
- アレスタ盤
- CCTVカメラヘッド

No.396 付近

- 既設ハンドホール

金良テレメータ局構内

- 避雷接地用端子箱
- 避雷針
- 3素子八木型空中線

金良テレメータ局舎内

- CCTVカメラ制御装置
- POS装置
- 風向風速処理装置
- 転倒ます雨量計
- 雨量自記録計
- 同軸避雷器
- 観測装置
- UPS
- DC/ACインバータ
- 直流電源装置
- 耐雷変圧器
- 分電盤

No 350

- 既設光クロージャ
- クボール(トンネル)分電盤
- 既設光クロージャ
- 中継装置
- 風向風速計

商用引込 1φ3W

VVR14-3Csq

KPEE-S80.5-1P (付属ケーブル)
KPEE-S80.5-1P (付属ケーブル)
(専用付属ケーブル)
(専用付属ケーブル)
(専用付属ケーブル)
CV3.5sq-2C
CV3.5sq-3C
CV3.5sq-3C
CV5.5sq-3C
CV5.5sq-2C
CV2sq-2C×2
CV2sq-2C
CV8sq-3C (一次側)
CV8sq-3C (二次側)
CV3.5sq-2C
CV3.5sq-2C
テーブルタップ
CV3.5sq-2C
CV3.5sq-2C
CV5.5sq-3C
CV5.5sq-2C
CV3.5sq-2C
CV5.5sq-2C
IV5.5sq
付属ケーブル
光コードケーブル 2C
光コード 1C×2
SM-6C
SM-44C
7C-2V
7C-2V
7C-2V
UTP-5
UTP-5
SWVP0.5-22C
CPEV0.65-5P
CPEV0.65-10P
CPEV0.65-10P
CPEV0.65-5P
10D-2V
5D-2V
避雷導線 鬼より線 40sq
IV5.5sq
IV14sq
円柱鋼管
ED
φ14×1500 接地棒×4 (別途工事)
接地鋼板 EA
900×900×1.5t 接地鋼板 (別途工事)
避雷導線 鬼より線 40sq
C型コネクタ
EA
900×900×1.5t 接地鋼板
ED
φ14×1500 接地棒×4
耐雷変圧器へ
IV14sq
EA
900×900×1.5t 接地鋼板

凡例

- 本工事(新設)
- 本工事(移設)
- 既設
- 別途工事

工事名	金良交通量観測設備移設工事		
図面名	配線系統図		
年月日	平成24年度		
尺度	—	図面番号	4/6
会社名			
事務所名	沖縄総合事務局南部国道事務所		

交通量観測設備配置配線図 (No392+10.0付近)
S=1/100
ループ断面A
ループ断面B
表層、排水性ASt=40
表層充填材
基層、ASt=60
PEシース
PVC絶縁体
1.6mm軟銅線
シールド
C 部詳細
D 部詳細
MG接続
ループコイル
本工事(新設)
超音波送受波器
本工事(移設)
車種別交通流計測装置
本工事(移設)
カメラ装置
本工事(移設)
気象表示板
本工事(移設)
門型支柱
別途工事(新設)
基礎(別途工事)
至金良テレメータ局舎
ES-ST5
CD-ST1
NO.391
NO.392
NO.393
FEP50(別途工事)
付属ケーブル(本工事)
屋外管内
(門柱管内)
KNPEE-SSO.5-1P×2
CPEVO.65-6P (本工事)
7C-2V (本工事)
直埋設(本工事)
VE22(別途工事)
IV14sq (別途工事)
IV5.5sq (別途工事)
CV3.5sq-2C (本工事)
CV3.5sq-3C (本工事)
IV14sq (本工事)
IV5.5sq (本工事)
7C-2V (本工事)
CPEVO.65-10P(本工事)
CV5.5sq-2C(本工事)
CV5.5sq-3C(本工事)
KNPEE-SSO.5-1P×1
CPEVO.65-6P (本工事)
工事名
図面名
交通量観測設備配置配線図
年月日
尺度
S=1:100
図面番号
5 / 6
会社名
事業者名

既設交通量観測設備等撤去図

(No. 396+0.0)　S=1/40

工事名	金良交通量観測設備移設工事		
図面名	既設交通量観測設備等撤去図		
年月日	平成24年度		
尺度	S=1:40	図面番号	6 / 6
会社名			
事務所名	沖縄総合事務局南部国道事務所		

１８字削除

工事請負契約書

１　工　事　名　　　金良交通量観測設備移設工事

２　工事場所　　　沖縄県豊見城市金良地内

３　工　　　期　　　平成　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日まで

４　請負代金額　　　￥

　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）￥

５　契約保証金

~~６　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり~~

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発　注　者　　　住　　所

　　　　　　　　氏　　名

受　注　者　　　住　　所

　　　　　　　　氏　　名

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条　受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一　契約保証金の納付

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

［注］ただし書の適用については、たとえば、受注者が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成11年1月28日建設省経振発第８号）又は「地域建設業経営強化融資制度」（平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。

２　受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第２項の規定による検査に合格したもの及び第37条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第７条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第９条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならな

い。監督職員を変更したときも同様とする。

2　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3　発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一　現場代理人

二　専任の　　技術者

三　専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使する

ことができる。

3　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5　現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条　発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2　受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督職員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工する

ことができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって　不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該

不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督職員は、受注者が第13条第２項又は第14条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3　前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第18条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければな

第１９条の２削除

らない。

一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの	発注者が行う。
二　第１項第４号又は第５号に当該し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの	発注者が行う。
三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの	発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更に係る受注者の提案）

第19条の２　受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2　発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3　発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

（工事の中止）

第20条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる

ときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第21条　受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3　発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生

じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第26条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第27条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第29条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第50条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の

責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第50条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第２項、第14条第１項若しくは第２項又は第37条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の１を超える額を負担しなければ

ならない。

5　損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の１を超える額」とあるのは、「請負代金の100分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第30条　発注者は、第８条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者

は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第31条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前５項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第32条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第３４条削除

（部分使用）

第33条　発注者は、第31条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第34条　~~受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の４以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。~~

~~2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。~~

~~3　受注者は、第１項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の２以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。~~

~~4　受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。~~

~~5　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の４（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条及び第49条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第２項の規定を準用する。~~

~~6　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の５（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にそ~~

第３５条、第３６条及び第３７条削除

の超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の５（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の６）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8　発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条　受注者は、前条第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第37条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第２項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすること

を指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中　回を超えることができない。

2　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

3　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第３項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／１０－前払金額／請負代金額）

7　第５項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第38条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　前項の規定により準用される第32条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の

第３９条及び第４０条削除

規定により準用される第31条第２項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額
×（１－前払金額／請負代金額）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第39条　国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円
平成　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円
平成　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円
平成　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円
平成　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（国債に係る契約の前金払の特則）

第40条　国債に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第１項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

２　前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

第４１条削除

3　第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（　　　　　　円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予算額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第１項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第３項の規定を準用する。

（国債に係る契約の部分払の特則）

第41条　国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2　この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

（ａ）部分払金の額≦請負代金相当額×９／１０－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

（ｂ）部分払金の額≦請負代金相当額×９／１０－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

3　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

平成　　年　度　　　　　　　　　回
平成　　年　度　　　　　　　　　回
平成　　年　度　　　　　　　　　回

（第三者による代理受領）

第42条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第43条　受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第44条　発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第４項又は第５項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から２年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3　発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたとき

は、この限りでない。

4　発注者は、工事目的物が第１項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第２項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

5　第１項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第45条　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3　発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第２項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第45条の２　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者

等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第46条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二　その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

三　第10条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　第48条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはそ

の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項第１号から第５号までの規定により、この契約が解除された場合において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第47条　発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第48条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することがで

きる。

一　第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第49条　発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前２条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されていると

きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条の規定によるときは発注者が定め、前２条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第50条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第51条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第52条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による　　　　建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第53条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第54条　この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、

その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

（補則）

第55条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（附則）

受注者は、実際の施工に際しては事前に提出し適正とされた施工計画、県内企業下請活用比率表、地元資材活用比率表及び基幹技能者の活用を遵守すること。

受注者の責めにより遵守されない場合は、入札説明書記載の点数を工事成績評定点から減ずる措置を講ずるものとする。